

平成 14 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 丸 文 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 堀 越 毅 一
(コード番号 7537 東証第一部)
問 合 わ せ 先 常務取締役管理本部長 黒 川 佳 一
(TEL 03-3639-3010)

ストックオプション(新株予約権)の発行内容に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 8 月 26 日開催の取締役会において、6 月 27 日開催の当社第 55 回定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成 14 年 9 月 2 日 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 1,890 個(新株予約権 1 個につき 100 株) |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償で発行するものとする。 |
| 4. 新株予約権の目的たる株式の種類および数 | 当社普通株式 189,000 株 |
| 5. 新株予約権の行使に際しての払込価額 | 未定 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 未定 |
| 7. 新株予約権の行使期間 | 平成 16 年 7 月 1 日から平成 18 年 6 月 30 日まで |
| 8. 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社あるいは当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。
権利の譲渡、質入れおよび相続、その他の処分は認めない。
新株予約権者は、割当を受けた新株予約権の一部につき、これを行行使することができる。ただし、その目的たる株式の数が当社の定款で規定する一単元の株式数未満の株式に関しては、新株予約権を行行使することができない。 |
| 9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうちの資本組入額 | 未定 |
| 10. 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 |
| 11. 申込の勧誘の相手方の人数およびその内訳 | 当社取締役 19 名、当社従業員 38 名、
当社子会社取締役 3 名 合計 60 名 |

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 14 年 5 月 20 日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成 14 年 6 月 27 日 |

以 上